

東京電力(株)水力発電施設に係る報告徴収について

記者発表資料

東京電力株式会社より、施設の自主点検の結果、水力発電所関連施設において、河川法の所要の手続き（河川法第26条第1項等の許可）を経ていないものがあることが判明したとの報告があった施設について、今月6日に河川法第78条第1項に基づき、同社に対して求めていた報告を、本日受け取りました。

当局といたしましては、報告の内容を精査し、今後も必要な対応をしていく所存です。

平成18年12月20日（水）
国土交通省 関東地方整備局河川部

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ
埼玉県政記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会
山梨県政記者クラブ
栃木県政記者クラブ
刀水クラブ

調査報告書概要

1. 法令手続き不備の発生原因の分析

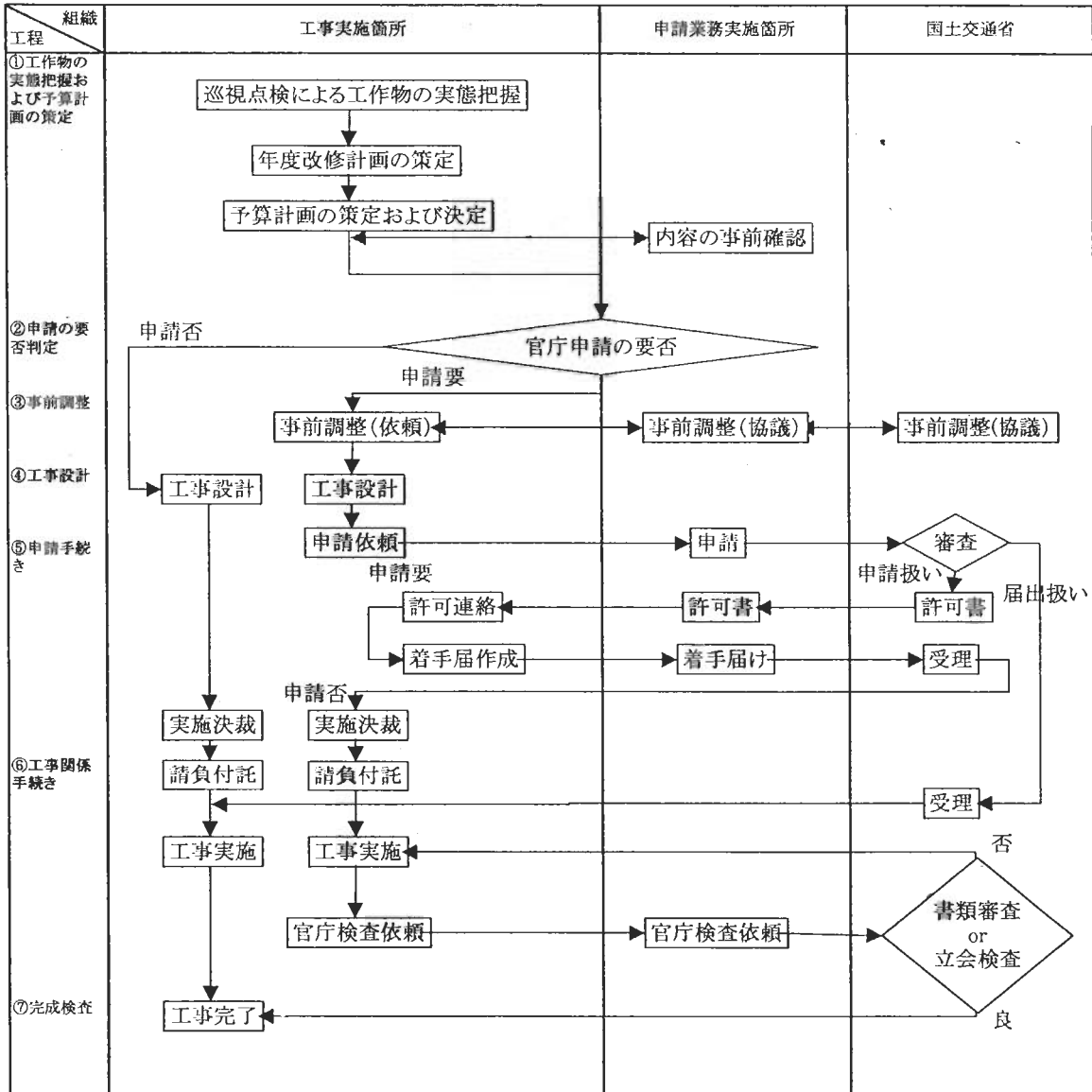
- ①申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事担当部門が都合のよい解釈をしていたこと。
- ②工事担当部門において河川法の知識を十分理解せずに業務を遂行していたこと。
- ③河川管理者と当社との間で申請の要否について確認を怠ったこと。

2. 法令手続き不備に関する再発防止対策の策定

- ①社内における申請業務をチェックする制度の整備
 - ・予算決定後、工事実施箇所は、申請実施箇所に対して工事内容の説明を行うとともに、申請の要否に関する調整を行うこととする。この旨をマニュアルに追記。(別紙フロー参照)
 - ・工事実施に伴う関連法令のチェック表を組み込んだ工事経歴台帳を整備し、工事実施時における法令を遵守した業務遂行風土の定着を図る。
- ②河川法に関する教育を行う仕組みの整備
 - ・工事実施箇所の社員に対する河川法および関連法令に関する定期的な教育の実施。
 - ・本店で行われる技術検討会の中で、最近の申請事例について紹介するとともに、データベース化して、情報共有を図る。
- ③申請要否の判定ルールの明確化
 - ・申請要否判断フローを、マニュアルに追加し、申請要否判断のルールを明確にする。
 - ・申請対象設備および範囲を明確化した表を作成し、マニュアルに追加する。
 - ・水利使用許可申請書類に記載する工作物および記載項目について標準化を図る。
 - ・緊急工事や設計変更時の申請の取り扱い方法について明確にする。

以 上

河川法申請業務の流れ（見直し後）



東京電力・北陸電力及び関西電力の河川法第 78 条に基づく報告及び北陸地方整備局管内の水力発電関連施設に係る自主点検の実施結果の報告について

1 河川法第 78 条に基づく報告について

東京電力・北陸電力及び関西電力に当整備局に必要な許可等を得ていない工作物があると報告があり、それを受けて現地調査等を行った結果、河川法第 78 条に基づく再発防止等の報告提出を求め、本日 20 日に、電力会社から報告書を受け取りました。当地整ではこれらの報告書を精査し、今後適切な対応を行います。

なお、各電力会社からの報告概要は（別添 1）のとおりです。

2 自主点検結果の報告について

上記と同様の問題が無いが、各電力会社に自主点検を行い、本日まで点検結果を報告するよう要請した結果、本日報告がありました。

（1）報告データの不適切な取扱い

定期的に報告するよう求めていたデータに関し、不適切な取扱いがあったとして報告があったもの：26 ダム（別添 2）

（2）河川法の手続きの遺漏

河川法第 26 条第 1 項の許可等を経ていない工作物がある可能性があるとして報告があったもの：183 発電所（別添 3）

3 自主点検結果報告の対応方針

（1）報告データの不適切な取扱い関係

○ 経緯、ダムの安全性に関する諸データ、再発防止等について、各電力会社より報告を求める（期限：平成 19 年 1 月 24 日）。

○ 現地調査の実施

・ 東京電力㈱

穴藤（ケトリ）ダム （実施日：12 月 21 日） 揚圧力 北陸地整

奈川渡（ガワド）ダム （実施日：12 月 21 日） 揚圧力 北陸地整

水殿（ミドノ）ダム （実施日：12月21日） 揚圧力 北陸地整

※他ダムについては、ダム本体の安全性に直接関わるものではないことから、各電力会社の報告を踏まえて、必要な措置を講じていく。

- 現地調査の結果や今後の報告内容を踏まえ、ダムの安全性等について判断する等、各事案にあわせて適切に対応します。

（２）河川法の手続きの遺漏関係

- 経緯、再発防止策等について、各電力会社より報告を求める（期限：平成19年1月24日）。

○ 現地調査の実施

以下の発電所については、施設の安全性等を速やかに確認するため、現地調査を実施する。

・東京電力㈱

沢渡（サワヅ）発電所 （実施日：12月21日） 堰堤の補修等 北陸地整

・東北電力㈱

内川（ウチカ）発電所 （実施日：12月21日） 堰堤の補修等 北陸地整

奥川第二（オカワタニ）発電所 （実施日：12月22日） 堰堤の補修等 北陸地整

杉川（スギカ）発電所 （実施日：12月21日） 堰堤の補修等 北陸地整

・電源開発㈱

尾上郷（オガミコウ）発電所 （実施日：12月21日） 堰堤の補修等 北陸地整

※他発電所についても、堤体・堰堤改修を行っているものは、適宜、現地調査を実施する。

- 現地調査の結果や今後の報告内容を踏まえ、施設の安全性や取水の適正さを確認の上、各事案にあわせて適切に対応します。

調査報告書概要

1. 法令手続き不備の発生原因の分析

- ①申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事担当部門が都合のよい解釈をしていたこと。
- ②工事担当部門において河川法の知識を十分理解せずに業務を遂行していたこと。
- ③河川管理者と当社との間で申請の要否について確認を怠ったこと。

2. 法令手続き不備に関する再発防止対策の策定

①社内における申請業務をチェックする制度の整備

- ・予算決定後、工事实施箇所は、申請実施箇所に対して工事内容の説明を行うとともに、申請の要否に関する調整を行うこととする。この旨をマニュアルに追記。
- ・工事实施に伴う関連法令のチェック表を組み込んだ工事経歴台帳を整備し、工事实施時における法令を遵守した業務遂行風土の定着を図る。

②河川法に関する教育を行う仕組みの整備

- ・工事实施箇所の社員に対する河川法および関連法令に関する定期的な教育の実施。
- ・本店で行われる技術検討会の中で、最近の申請事例について紹介するとともに、データベース化して、情報共有を図る。

③申請要否の判定ルールの特明確化

- ・申請要否判断フローを、マニュアルに追加し、申請要否判断のルールを明確にする。
- ・申請対象設備および範囲を明確化した表を作成し、マニュアルに追加する。
- ・水利使用許可申請書類に記載する工作物および記載項目について標準化を図る。
- ・緊急工事や設計変更時の申請の取り扱い方法について明確にする。

以 上

(1) 無許可改築の発生原因

- ① 河川法申請業務は支店毎に行われており、平成 15 年までは河川法に係る統一した判断基準や申請標準がありませんでした。
- ② 河川法の適用に関する解釈が個々の判断によっており、曖昧な部分がありました。
- ③ 河川法に関し、大型改良工事以外は本店の関与がなく、一般保守工事の河川法申請に対する本店のチェック機能はありませんでした。
- ④ 工事の実施にあたって、出水後などの機能維持に関する工事は補修の範囲と考えていました。
- ⑤ 河川法申請に対する意識が低く、教育も行われておりませんでした。

(2) 再発防止策

- ① 平成 16 年度に「改修工事に係る河川法申請業務標準」の策定し、申請業務の標準化を図りました。
- ② 河川法の適用について、河川管理者との事前協議を行うことをルール化し、申請不備の防止を図りました。
- ③ 工事の計画時に本店土木部が、申請手続きについて事前審査するとともに、実施時に確認することをルール化しました。
- ④ 河川法申請業務標準に基づき工事関係社員へ計画的に教育を実施することとしました。

平成 16 年以降、申請不備は発生しておらず、再発防止策は有効に機能していることを、確認しています。

以 上

平成18年12月20日
関西電力株式会社

黒部川水系黒部川における水利使用許可(黒部川第四発電所)
外20件に係る報告について

1. 黒部川第四発電所外20件に係る無許可改築等の発生原因

<共通する発生原因>

- 河川法上の申請要否に関する判断基準が明確でなかったことによる「許可申請に対する社員の認識不足」
- 申請の要否をチェックするしくみが不十分であったことによる「河川管理者との事前協議不足」

<個別の発生原因>

- 機能増を伴わない通常の維持管理行為と判断してしまった。
- 治水、利水または環境上、影響がないと判断してしまった。
- 工事の際の必要手続きの確認が不十分であった。

2. 再発防止策

- 各種法令手続きの必要性について、社内教育等により社員に徹底する。
- 年間の工事予定件名の全てにおいて、各種法令に係る申請要否についてチェックシートを用いて複数部門で確認した上、許可権者との事前協議を実施するルールを社内規程に追記する。

以 上

国土交通省 近畿地方整備局
資料配付

配布日時	平成18年12月20日 1時00分
------	----------------------

件名	水力発電関連施設に係る自主点検の実施結果について
----	--------------------------

概要	<p>中国電力(株)の土用ダム(測定値)が改ざんされ、その事実が隠蔽されるという事案が発覚したことや東京電力(株)、関西電力(株)及び北陸電力(株)から必要な河川法上の許可を受けていない工作物があるとの報告を受けたことを踏まえ、平成18年11月21日付で本省河川局長から各電力会社に対し、同様の事案がないか自主点検を行い、その結果を各所管地方整備局に報告するよう求めていたところですが、本日、各電力会社から自主点検の結果が報告されました。</p> <p>なお、近畿地方整備局管内の該当電力会社は、電源開発(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)及び関西電力(株)です。</p> <p>また、平成18年12月6日付けで、北陸電力(株)及び関西電力(株)に対し求めていた再発防止等に係る報告書についても、本日、それぞれの電力会社から当局に提出されました。</p>
----	--

取り扱い	テレビ・ラジオ	: _____
	新聞	: _____

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
	神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、近畿地方整備局記者クラブ 杉岡(06-6942-1141内線2811)に問い合わせ願います。

1. 西勝原第三発電所に係る無許可改築の発生原因

(1) 改修理由

西勝原第三発電所の改修理由について、関係資料の調査や関係者への聞き取りにより調査しました。

調査結果を表－1に示します。

表－1 改修理由

発電所名	設備名称	不適切の内容	改修年	改修理由
西勝原 第三	仏原ダム	ダム水位計設置 1台	H11	既設フロート式水位計で測定 できない範囲を補足するため に圧力式水位計を追加

(2) 申請に至らなかった理由

無許可改築の発生原因について、更に、河川法申請に関する過去の業務分担や規程の調査、退職者を含めた関係者への聞き取りを行いました。

その結果、申請に至らなかった理由を次のように考えております。

- ① 河川法申請業務は支店毎に行われており、平成15年までは河川法に係る統一した判断基準や申請標準はありませんでした。
- ② 河川法の適用に関する解釈が個々の判断によっており、曖昧な部分がありました。
- ③ 河川法に関し、大型改良工事以外は本店の関与がなく、一般保守工事の河川法申請に対する本店のチェック機能はありませんでした。
- ④ 工事の実施にあたって、出水後などの機能維持に関する工事は補修の範囲とを考えていました。
- ⑤ 河川法申請に対する意識が低く、教育も行われておりませんでした。

2. 北陸電力としての再発防止策

(1) 河川法申請業務適正化のための規程・規準の制定及び見直し

平成16年に、表－2に示すとおり全店統一した規程・規準を本店土木部で策定し、再発防止策として実施運用済みです。河川法申請業務フローを図－1に示します。

この再発防止策は、前述した申請に至らなかった理由①項～④項に対応しており、有効と判断しております。また、平成16年以降については、関係資料を調査した結果、手続き不備に至る事象は見い出されませんでした。

表－2 規程・規準の制定及び改定による再発防止策

規程・規準の制定及び改定	河川法申請に関する再発防止策	備考
平成16年3月 「改修工事に係る河川法申請業務標準」の制定	①-1 申請要否判定フローの作成	
	①-2 申請書記載項目の標準化	
平成16年4月 「土木保守業務担当区分規準」の改定	② 事前協議のルールを明確化	年度末に、次年度工事について河川管理者との申請を事前協議
平成16年4月 「水路工作物運転保守要則」の改定	③ 工事計画時の申請手続きの審査	本店土木部土木運営チーム統括が予算計画時に申請手続きを事前に審査
	④ 工事実施時の申請手続きの審査	工事実施決裁の段階で、課長(ダム水路担当)が申請手続きを再審査

(2) 河川法手続きに関する教育の実施

平成16年度から、「改修工事に係る河川法申請業務標準」等に基づき、各事業所で工事実施に携わる社員に対して、河川法申請手続きに関する教育を実施しています。教育実績を表－3に示します。

表－3 教育実績

	H16	H17	H18
河川法の手続きに関する教育回数	6回	8回	3回 (今後3回予定)
延べ人員	55人	100人	19人
対象者	92人	90人	91人

(別紙)

1. 荒川発電所等に係る無許可改築等の発生原因

共通する原因として、河川法（第26条第1項および第55条第1項）上の申請要否に関する社内の判断基準が明確でなかったことによる「許可申請に対する社員の認識不足」、および、申請の要否をチェックするしくみが不十分であったことによる「河川管理者との事前協議不足」があったと考えられます。

発電所毎の個別の発生原因は次表のとおりです。

No	発電所名	主な調査対象行為	無許可改築等の発生原因
1	荒川	ゲートの新設	・河川保全区域であるという認識がなかったため、許可申請を行わなかったもの。 ・構造変更を伴うにもかかわらず、機能増を伴わない通常の維持管理工事と判断してしまったもの。
2	伊吹	ゲートの取替え	
3	洛北	導水路改修	
4	滝本	ゲートの取替え	
5	野尻	ゲートの取替え	

2. 関西電力株式会社としての再発防止策

「許可申請に対する社員の認識不足」に対しては、河川法上の申請要否に関する社内の判断基準を明確にするため、貴局との間で申請手続き判定フロー（別添「河川法に係わる申請手続き判定フロー」）を策定するとともに、複数部門で確認するしくみを社内規程に追記し、社員に徹底していきます。

「河川管理者との事前協議不足」に対しては、事前協議のルールを明確化し、社内規程に追記します。

以上